

## 【基本方針】

### ～「地域共生社会」に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進～

少子高齢化の進展や社会経済状況の変化に伴い、地域における助け合い機能の低下が叫ばれるなか、これまでの縦割りの制度・施策では複合・複雑化した今日的な生活課題へ対応することがますます困難となってきている。このため、社会福祉の分野においては、※「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとして「地域包括ケアシステム」や「生活困窮者自立支援」など、一人ひとりが抱える様々な生活課題に対し、地域を取り込んだ形で必要な支援を包括的に提供するための施策や事業等が全国的に展開されている。

これら包括的な支援体制づくりを具体化するためには、まさに多様な主体の参加を得た協働が不可欠である。私たち社会福祉協議会は、行政機関や福祉団体、住民組織、社会福祉法人等と有機的なネットワークを持った地域福祉推進の中核的な担い手として、その推進組織としての大きな役割を期待されており、それらに的確に応えていく責務がある。

本会は、平成30年度後半から太白区において「多機関協働による包括的支援体制づくりモデル事業」に取り組み、このなかで地域包括支援センターや関係機関・団体等との連携を活かした支援に取り組むなど、事業のノウハウを積み上げてきた。

今年度は、モデル事業から本格的な全市事業へと拡充・深化させていく。このため、業務の中心的な役割を担う各区・支部事務所のコミュニティソーシャルワーク機能を強化するとともに、積極的なアウトリーチに努めることにより、本人や世帯の属性等にかかわらず様々な困り事を受けとめる「断らない相談」体制の確立に向けて取り組む。また、生活困窮者支援にかかる相談機関との連携もさらに強めるなど、総合相談機能の充実を図る。

一方、地域における様々な活動において、その担い手不足は深刻な問題であると言われて久しいが、地域福祉の分野においても、新たな担い手をどう確保するかという大きな悩みは同様である。その解決にあたっては、何よりも地区社協から市社協に至るまでの「社協活動の見える化」をさらに進めることにより、これらの活動が「身近で、やりがいのある、そして自分の生活を支えることにもなる」活動として認識されることが基本であり、より多くの方々を福祉活動の現場に誘っていくための仕組みづくりに英知を結集していく必要がある。

併せて、社会福祉法人の公益的な取り組みや民間企業による社会貢献活動など多様な主体による地域福祉活動への参加も促進し、そうした活動との連携を強めることにより活動の担い手の輪が一層広がるような事業を推進する。

また、指定管理施設の運営にあたっては、引き続き良質な福祉・介護サービスの提供に努めるとともに、特に厳しい経営状況にある通所介護事業については、役職員一丸となって利用者の増と効率的な事業運営に向けた一層の努力を重ね、事業継続に対する危機意識をもって経営改善に取り組む。

さらに法人運営については、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化が極めて重要である。本会が公共性の高い法人であることを常に自覚しながら、組織の見直しや財務規律等の徹底、財源の確保や業務効率の向上、また職員の士気向上や人材育成策などについて、不断の検証と果敢な挑戦に取り組むとともに、中期的な視点に立った次期「経営計画」の策定を進める。

今年度末には、東日本大震災から満10年を迎えることとなる。被災直後から今日までの復旧・復興への取り組みについては、本会も含め様々な形でとりまとめられてきた。

10年をひとつの契機として、改めて大震災と私たちの歩んできた時間を振り返り、国内外から寄せられた復興への支援に対する感謝と、地域コミュニティの再生に取り組んできた多くの方の懸命な努力を「忘れない・風化させない」ための取り組みを行う。

※「地域共生社会」

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手、受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 【重点事業】

### I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

地域共生社会の実現には、本会がこれまで取り組んできた地域福祉活動を推進するための諸事業をさらに充実・深化させていくことが不可欠となってきた。今年度も、「第4次地域福祉活動計画」（以下「第4次活動計画」という。）の推進を通して計画に掲げた理念、基本目標の実現に取り組むとともに、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめ、町内会、民生委員児童委員、社会福祉法人、企業、行政等幅広い関係者と連携を密にし、活動を担っている団体等に対して担い手確保の支援や事業実施のための助成、既存の制度による解決が困難な課題への協働した対応などをより積極的に行う。

#### 1 地域における福祉活動支援

地域における福祉活動の充実・強化を図るため、第4次活動計画に掲げた取り組みや活動を着実に進めるとともに、事業評価や求められる新たな施策の方向性等を踏まえ、「第5次地域福祉活動計画」（以下「第5次活動計画」という。）を策定する。

地区社協をはじめ地域活動団体への支援については、企業、社会福祉法人との連携も視野に、震災後の復興支援活動で培われたコミュニティづくりの経験を踏まえ、住民主体を基本にその地域の特性やニーズに合った支援を行う。また、担い手の確保や社協活動の見える化などに向けた取り組みを強化し、地域支援のさらなる充実を通して地域包括ケアシステムのさらなる深化に取り組む。

##### (1) 第5次地域福祉活動計画の策定

第5次活動計画は、今後の地域福祉に求められる取り組みの方向性を踏まえ仙台市が策定を進めている「（仮称）支え合いのまち推進プラン」と連動して、地域福祉推進の具体的な行動計画として今年度内に策定する。

計画の策定にあたっては、現第4次活動計画に基づくこれまでの取り組みについて評価し、その課題を振り返るとともに、それぞれの活動主体からのヒアリングや住民座談会の開催などを通し、地域住民はもとより関係する個人・団体等の意見や思いを反映させていく。なお、計画には、これまでの計画評価を検証し、より効果的な評価方法についても盛り込むこととする。

- ▶ 第5次地域福祉活動計画策定等委員会の開催
- ▶ 住民座談会の開催

##### (2) 地区社会福祉協議会活動への支援

地区社協は、住民主体を基本に、それぞれの地域における生活・福祉課題の解決に向け継続的に取り組む推進役として組織化された活動団体である。

地区社協活動の展開やその充実は、地域福祉推進の要でもあることから、引き続き「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」などへの助成を行うとともに、地

域特性や活動状況等を踏まえた助成のあり方等の検討に着手する。また、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が広く地区社協支援を進めるほか、地区社協と協働して地域の課題を把握し、その解決に向け共に取り組む「CSW協働推進地区」を指定し、重点的な支援に努める。

また、民生委員児童委員や地域包括支援センター、保健福祉センターなどとの連携のもと、身近な相談機能としても期待されている「サロン活動」に対しては、「通いの場・集いの場充実事業」の助成などにより、開催箇所の拡大や地域での定着化を促進する。

地区社協活動のリーダー的役割を担う人材の確保とその養成に対しては、引き続き地域福祉活動リーダー研修や地域福祉活動推進員研修を開催し、具体的な活動事例を紹介するなどの研修機会を提供するとともに、必要に応じて地域のニーズに合致する講師を派遣するなど、担い手の発掘、育成の取り組みを強化する。

- ▶ 小地域福祉ネットワーク活動推進事業
- ▶ 地区社協等活動助成金
- ▶ 地区社協研修専門講師派遣事業
- ▶ 安心の福祉のまちづくり助成金
- ▶ CSW協働推進地区への支援
- ▶ 通いの場・集いの場充実事業

### (3) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るため、新たに区・支部事務所に第1層生活支援コーディネーターとしての機能を加える。現在第2層生活支援コーディネーターを担っている地域包括支援センターや、区保健福祉センター等の行政機関をはじめとする専門の支援機関等との連携、協力を密にして、区全体の社会資源の現状把握や新たな創出、関係団体同士の交流促進等を目的とするネットワークづくり等を通して、さらなる地域支援・相談支援体制の充実・強化に取り組む。

- ▶ 各区支部事務所に第1層生活支援コーディネーター機能の整備【重点・新規】
- ▶ 住民主体による訪問型地域支え合い活動促進事業助成団体研修会の開催

### (4) 担い手の確保及び地域活動支援

町内会やNPO・ボランティアなど地域福祉活動に取り組む活動主体においては、「活動者の高齢化」「新規に活動に参加する人材が増えない」など担い手の確保が難しい状況にある。地域に根差した活動者の確保に向けて、地域特性を踏まえ若者から高齢者まで各世代が地域活動やボランティア活動に参加しやすいプログラムの企画や、具体的なイベント等の事業展開に努める。

小・中・高校生を対象とした福祉教育については、障害当事者や地域で活動している方々などの協力も得ながら、児童・生徒の福祉に対する理解を深め、関心を高めるなど思いやりの心を醸成するために、講話や体験などの具体的なプログ

ラムの充実などに取り組むとともに、教育関係者との協議の場を設ける。

また、「ボランティア活動の連携・協力に関する協約」締結校を拡大し、大学との情報交換やボランティア活動支援などを通し、連携したボランティアのすそ野を広げる取り組みを進める。

企業の社会貢献・CSR活動についても、地域活動の活性化や課題解決につながるように、その活動内容を本会ホームページに掲載したり、広報紙「社協だよりせんだい」や「ぼらせん」で紹介するなど幅広く情報提供を行うほか、企業の取り組みと地域活動をコーディネートする本会の役割の充実にも努める。

また、地域における課題解決に向け率先して取り組む団体を対象に新たな助成を行うとともに、社会福祉法人と連携しながら、新たな活動やサービスの開発をすすめる、地域福祉活動の基盤強化を図る。

- ▶ 夏のボランティア体験会
- ▶ コミュニティサポート活動グループ育成支援モデル事業【重点】

#### (5) 東日本大震災の経験を風化させないための取り組み

復興公営住宅や地域のコミュニティ活性化を後押しする「つなぐ・つながるプロジェクト」の一環として、令和元年度に復興公営住宅等の町内会長・自治会長を対象に実施した「地域コミュニティ活動に関するアンケート調査」やヒアリング調査の結果を取りまとめるとともに、今後の地域コミュニティづくりのヒントとして活用いただけるよう、「つなプロ事例集」を発行する。

また、令和3年3月には、東日本大震災から10年目を迎えることから、自治会の役員と支援者が一堂に会する自治会等情報交換会の開催や防災フォーラムへの参加に加え、大震災の経験を「忘れない・風化させない」ための取り組みとして、災害時支援や被災者支援をテーマにしたボランティアフォーラムを開催し、被災者支援を通じたまちづくりについての振り返りを通して災害に強い風土づくりを進める。

- ▶ 自治会等情報交換会の開催
- ▶ つなプロ事例集の作成
- ▶ 災害時支援や被災者支援をテーマにしたボランティアフォーラムの開催

【重点】

#### (6) 地区社協活動等の周知支援

地区社協活動をはじめ地域福祉活動に対する住民の理解を深め認知度を高めることは、地域活動への参加や担い手の確保につながる第一歩と言っても過言でない。引き続き、「社協だよりせんだい」などの広報紙やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等を通して、住民や関係者に幅広く周知に努めるとともに、ホームページに「地区社協活動シート」「サロン開催場所」「地区社協だより」を掲載するなど地区社協活動等の見える化に取り組む。また、地区社協自らが地域への情報発信に取り組むことができるよう、必要に応じて「地区社協だより」の作成支援を行うなど広報支援の強化にも取り組む。

- ▶ 安心の福祉のまちづくり助成金
- ▶ 社協だよりせんだいへの地区社協活動等の掲載

## 2 多様化・複雑化する地域課題に対する相談体制の強化

多様化・複雑化する地域課題への対応については、これまでも区・支部事務所を中心に高齢、障害、子ども、あるいは生活困窮など相談内容に応じ、関係機関と連携しながら対応してきた。今後は、積極的にアウトリーチも展開し、本人や世帯の属性等にかかわらず相談を受けとめる体制強化に全市的に取り組む。

また、ひきこもりやいわゆる 8050（はちまるごーまる）問題、親の介護と育児のダブルケアの問題など、既存の制度では解決が困難な複合的課題を抱える世帯等に対して、より包括的に相談を受けとめることができるシステムの構築に努め、必要とされる社会資源へのつなぎや新たな資源を創出する取り組みを行う。

### (1) 多機関協働による包括的支援体制構築事業

太白区におけるモデル事業で培った区事務所の様々な機能を活かした相談対応や他の相談機関などとの連携、地域の身近な相談役である民生委員児童委員等との情報共有を通じた地域の支援ニーズの把握などの経験・実績を踏まえ、各区・支部事務所にも相談支援包括化推進員としての機能を担うCSWを配置し、児童、障害者、高齢者等福祉分野はもとより、医療、司法、企業、NPO等幅広い関係者と連携した多機関協働による支援体制の構築を全市的に進める。

- ▶ 地域力強化推進事業
- ▶ 多機関協働による包括的支援体制構築事業【重点・拡充】

### (2) 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者については、地域からの情報提供をはじめ区・支部事務所等での貸付相談やフードバンク事業、あるいは多機関協働による包括的支援の実践など日々の活動を通してその把握に努め、必要に応じて生活困窮者支援事業や家計相談支援事業等に適切につなげるなど、自立に向けた支援に取り組む。加えて、生活する場である地域においても孤立することがないように関係者とのネットワークづくりにも努める。

これらの活動を円滑に進めるため、仙台市生活自立・仕事相談支援センターの受託団体であるパーソナルサポートセンター（以下「PSC」という。）への本会職員の派遣も含め連携をさらに強化し、重層的な相談支援体制の確立を図る。

- ▶ フードバンク等による緊急食糧支援
- ▶ PSCとの定期的な情報交換会の開催
- ▶ 生活困窮者支援ネットワーク推進会議

### (3) 判断能力が十分でない方への支援

判断能力が十分でない状態となっても、その人が一人の人間として尊重され、その人らしい暮らしを社会全体で支えていくという「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築は、地域共生社会の実現にとって大きな柱の一つである。

日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）については、潜在的なニーズは年々増加傾向にある。平成30年12月には、「あり方検討会」よりサービス提供の標準化、施設との役割分担、担い手の確保及び利用料金体系等について提案を受けており、課題の整理に向けて精力的に検討を深め、順次事業に反映させていく。

また、成年後見関係事業については、第3期の市民後見人の養成をはじめとした事業に取り組むとともに、令和元年度におけるサポート推進協議会での論議を踏まえて、今年度仙台市において予定されている成年後見制度の利用促進に向けた計画検討のなかで、本会が担うべき新たな役割や機能等についても協議を進める。

- ▶ 日常生活自立支援事業あり方検討会の提案の具体化と実務への反映
- ▶ 権利擁護支援体制の構築に向けた検討【新規】

## II 指定管理施設における確実な事業推進

市民から「親しまれ、利用したい施設」となることを目標に、引き続き本会の特性を活かした利用者サービスに努め、良質な福祉・介護サービスの提供を行うとともに効率的な経営に取り組む。

なお、大野田老人福祉センターは、今年度が指定管理期間の最終年度となることから、令和3年度からの次期指定管理者選定の応募に向けた準備に取り組む。

### (1) 通所介護事業の収益改善

厳しい経営環境に置かれている通所介護事業においては、併設・近隣の居宅介護支援事業所等と連携しながら、営業活動の強化による利用者の確保を第一に、運営体制や経費の見直しを含めた効率的な経営を図る。さらには、令和元年度より老人福祉センターとの一体的な管理運営のもとで導入し、利用者ニーズの高い「生活支援通所型サービス」の実施日を増やすことなどにより、経営状況の改善に全力を挙げて取り組む。

- ▶ 「生活支援通所型サービス」の拡充【重点・拡充】
- ▶ 複合館における併設4事業所の連携強化

### (2) 指定管理施設の運営と更新への対応

各指定管理施設においては、引き続き各指定管理施設の設置目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、今年度末をもって指定管理期間が満了となる大野田老人福祉センターについては、今後仙台市から提示される応募条件に合致すれば次期指定管理者の選定に応募することとする。

また、令和3年度には、さらに11か所の指定管理施設が指定管理期間の満了を迎えることから、これまでの運営実績についてしっかりと事業評価を行い、次期指定管理者への応募について、その対応を鋭意検討する。

- ▶ 大野田老人福祉センター指定管理応募の対応【重点】
- ▶ 次期指定管理の応募に関する方向性の検討【重点】

### (3) 大規模改修への対応

泉ふれあいの家は、今年度大規模改修を行うため区内に仮移転することとなっている。通所者や保護者に対して丁寧な説明を行うとともに、円滑な移転と新施設での利用継続に向けてサービスの質を低下させることがないように、業務改善や職員間の連携に努める。

また、他の指定管理施設においても今後順次大規模改修等が計画されていることから、仙台市との連携を密にして利用者等への対応など遺漏がないよう、適切に準備作業を進める。

- ▶ 泉ふれあいの家大規模修繕による一時移転への対応【重点】

### (4) 福祉プラザ、社会福祉センター

福祉プラザや社会福祉センターは、市民や福祉団体の活動拠点として、貸室や福祉に関する情報の提供や各種講座等の開催を通じ、福祉活動の支援や市民の福祉意識の向上を図る。

特に、今年度より新たな指定管理期間がスタートする福祉プラザは、福祉団体や地域団体との連携を図りながら、事業計画に基づいて魅力ある事業の展開や円滑な管理運営に努める。

- ▶ 幅広いニーズに対応した各種講座の開催（社会福祉センター）
- ▶ 福祉施設製品合同販売会【手づくり市】（福祉プラザ）
- ▶ 認知症カフェ【ふれあいカフェ】（福祉プラザ）【重点】

## Ⅲ 組織体制の強化と経営基盤の確立に向けた取り組みの推進

社会福祉法人を取り巻く情勢や社会経済状況など経営環境の変化に的確に対応し、法人に求められる責務を果たしていくため、必要な組織体制の整備を図るとともに、経営基盤の確立に向けた取り組みをさらに進める。

### (1) 経営環境の変化への対応

高い公共性を有する社会福祉法人には、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を図ることが求められている。本会では、平成30年度から2年間にわたり監査法人による支援を受け改善に取り組んできた。今年度は、把握された課題を踏まえた内部監査を実施し、管理体制の強化を図る。



また、働き方改革への対応については、改革の趣旨に沿った給与等の整備を図るとともに、業務の効率化など仕事全般にわたる改善をさらに進め生産性の向上に取り組む。

さらには、組織体制の見直しや職員の人材育成、財務規律等の徹底と財源の確保、業務効率の向上、指定管理事業のあり方など今後の法人の方向性について、中期的な視点に立った次期「経営計画」の策定を進める。

- ▶ 内部監査の効果的实施と管理体制の強化【重点】
- ▶ 働き方改革への対応【重点】
- ▶ 次期「経営計画」の策定【重点・拡充】

## (2) 組織体制の強化

法人の組織と財務基盤の強化を図るため、平成27年に行った市と区・支部社協の組織一体化から今年4月で5年を迎える。この間の経過を踏まえ、さらなる組織強化を図るため、改めて組織運営上の課題等についての検討・見直しを行う。

また、近年の自然災害の頻発化に対応するため、大規模な地震や風水害の発生時を想定した事業継続計画（BCP）の策定を進め、災害時に求められる本会の役割を適切に果たすことができる体制づくりを行う。

さらに、本会の事業・活動の推進のためには、職員の資質向上が重要であることから引き続きコミュニティソーシャルワークをはじめ、職階や課題テーマ別の研修にも積極的に参加し、支援スキルのレベルアップを図る。

- ▶ 組織一体化に係る検証と、課題等の検討・見直し【重点】
- ▶ 緊急時における事業継続計画（BCP）の策定【重点・新規】
- ▶ 職員の人材育成の強化【重点】

## (3) 経営基盤の確立に向けた取り組み

事業を推進するうえでは、本会の取り組みに対し多くの方から共感と参加を得ることは、極めて重要な要素である。引き続き、広報紙「社協だよりせんだい」やホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など多様なツールを活用し、地区社協から市社協に至るまでの事業・活動の見える化をさらに進め、市民をはじめ民間企業や社会福祉法人など幅広い層からの参加・協力と連携体制づくりを促進する。

特に、地域福祉推進の重要な担い手である社会福祉法人については、各法人の「地域における公益的な取組」がより効果的に展開できるよう連携の場づくりを進めるとともに、必要に応じて個別の法人の特性や地域の福祉ニーズを踏まえた事業モデルを一緒に作り上げていくなど、これまでの取り組みをさらに深化させた支援を行う。

財政基盤の強化については、会員会費のあり方の検討に着手するとともに、法人会員や社会福祉施設・団体等の募集方法の見直しを行う。

また、令和3年に本会設立70周年を迎えることから、その記念事業として70年の歩みを振り返る記録誌の作成を進める。

- ▶ 広報紙「社協だよりせんだい」やSNS等を活用した情報発信の充実【拡充】
- ▶ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携強化【重点】
- ▶ 財政基盤強化に向けた取り組みと会員会費の見直し【拡充】
- ▶ 設立70周年記録誌の作成【重点・拡充】